特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)【第一条関係】特許法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

第三十二条 (意見書			
略ハの	なののめるいののののののののののののののののののののののののののののできまれる。これのできまれる。これのできまれる。これのできまれる。これのできまれる。これのできまれる。これのできまれる。これのできまれる。		
~3 (略) 式第四十八により作成しなければならない。三十二条 特許法第四十八条の七及び第五-(意見書の様式等)	必要な事項を記載することによる常の知識を有する者が発明ので定めるところによる記載は、二十四条の二 特許法第三十六二十四条の二 特許法第三十六二十四条の計細な説明の記載)	改	
なければない 八条の七及び	元 元 元 元 の 発 明 の 発 明 の 発 明 の 系 発 明 の 系 の 系 発 明 の 系 の の 系 の の の の の の の の の の の の の の	正	
らない。	必要な事項を記載することによりしなければならない。通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するびその解決手段その他のその発明の属する技術の分野にで定めるところによる記載は、発明が解決しようとする二十四条の二 特許法第三十六条第四項第一号の経済発の部の詳細な説明の記載)	案	
)により作成しなければならない。特許法第四十八条の七及び第五十条の意見書は、様式等)	必要な事項を記載することによりしなければならない。通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するためにびその解決手段その他のその発明の属する技術の分野におけるで定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及第二十四条の二(特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令(発明の詳細な説明の記載)		
様	め け 題 省 に る 及 令 		
2~3 (略) 成しなければならない。 第三十二条 特許法第五十条の意見書は、(意見書の様式等)	事項を記載することによりしなければならない。知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常のるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその第二十四条の二 特許法第三十六条第四項の経済産業省令で定め(発明の詳細な説明の記載)	現	
怠見書は、様式第四十八により作	ことによりしなければならない。が発明の技術上の意義を理解するために必要なのその発明の属する技術の分野における通常の記載は、発明が解決しようとする課題及びその特許法第三十六条第四項の経済産業省令で定め説明の記載)	行	